

第19次東京都消費生活対策審議会
第2回部会
議事録

平成18年6月1日(木)

都庁第一本庁舎42階特別会議室B

午後 6 時00分開会

○齋藤部会長 それでは、時間になりましたので、消費生活対策審議会第 2 回部会を開会いたします。

まず、事務局から、定足数の報告と配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○取引指導課長 それでは、ご報告申し上げます。

現在、鹿野先生が遅れておりますが、本日は、委任状をいただいております鈴木委員が欠席ですけれども、現在 9 名ということで半数以上が出席しております。定足数に達しております。

次に、本日お配りしております資料をご確認させていただきたいと思います。

まず、資料 1 は「第 1 回部会の意見等に対する小部会での検討結果」、資料 2 は「東京都消費生活条例第 25 条に掲げた類型の整理」、資料 3 は「不当勧誘行為の規制強化」、資料 4 は「悪質事業者への処分強化等」、資料 5 は「罰則を規定した主な都条例」。それから、別添資料といたしまして、机の前のほうに配付してございます「審議会関係資料」の最初を開いていただきますと、「（参考『資料編』）」というものがあります。この中の 31 ページから 48 ページは、各地方自治体の取組み状況についてまとめてございます。資料 5 と別添資料につきましては、参考としてご覧いただければと思います。

以上でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

○齋藤部会長 よろしいですね。

それでは、本日の審議に入っていきたいと思います。

第 1 回の部会で、「不当勧誘行為の規制強化」について委員の皆様方のご意見をいただき、ご審議をいただきましたけれども、その中で検討が残っているということで幾つかご意見をいただきました。それぞれにつきまして、小部会を開催しまして、小部会のほうで検討いたしました。その内容につきましては、本日配付の資料 1 にまとめてありますけれども、小部会の検討結果を、小部会の部会長の池本委員からご説明をいただいて、また部会のほうで本日ご審議をいただきたいと思いますと考えております。

時間の関係もございまして、検討事項一つひとつについてまずご説明をいただき、その上で委員の皆様方のご意見をちょうだいすることにしたと思います。

では、池本委員、よろしく申し上げます。

○池本部会長代理（小部会長） 池本でございます。

資料 1 をご覧ください。前回の部会で皆様からいただいた意見について、「小部会での

検討結果」というところを、全文を読んでいくと時間もありませんので、要点を申し上げたいと思います。

まず、総論的なところが、特商法と条例と、どこまで条例で規制を加えられるのか、上乘せや横出しができるのかという理論的なところをしっかりと押さえておく必要があるという指摘がありました。

これについては、特に今、地方分権が強調される時代でもありますので、国がこの分野は独占するという意思が明確な部分については、条例で上乘せや横出しを定めることはできないであろうと。しかし、一般的、概括的に国が規制を加えているけれども、特に独占するという意識が明確とは言えないものについては、条例で定めることは可能ではないかと。そういう部分について、むしろ重要なことは、例えば通信販売や電話勧誘販売、割賦販売など、地域の実情や分野によって規制を加える必要、上乘せが必要だという実態があれば、そういう実態論をしっかりと打ち出していけば、地方公共団体としての条例を上乘せや横出しをしていくことは可能であろうと。このような整理をいたしました。

とりあえず総論的なところだけ申し上げました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

かなり大きな問題ですけれども、小部会のほうで論点を整理した上で、今のような議論ということで、何とかご理解がいただけるのではないかと結論になったわけですが、この点について、部会委員の皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○橋本委員 池本先生のご説明でよろしいかと思いますが、私の考えを補足的に述べさせていただきます。

まず一つ確認すべきことは、消費生活条例に関する部分は自治事務であるということですよ。これは非常にはっきりしていることです。それで、自治事務であるがゆえに、これは条例をつくって必要なことができるはずであると。ここでやろうとしているのは、消費者の救済のためといいますか、弱者救済、あるいは、行き過ぎた活動を規制して消費者を救済しよう。そういうことを条例でやろうとしているわけです。

これが、そもそも消費者保護のためにつくられた特商法のような法律があるから条例でやるべきことが制約されて、それによって条例に基づく被害者救済が図られなくなるというような解釈論は、これは間違いだろうと思います。だとすると、特商法がなければ条例でもっとできたはずなのに、特商法があるゆえにできなくなるという理屈では、それでは

何のために特商法をつくったのかということになるはずですから、これはそもそもそういう理屈がもしどこかで主張されるとすると、私の専攻の行政法ですけれども、行政法の立場から言って、それはどこか誤った解釈論だということがまず考えられます。

さらに言えば、消費者基本法がありますから、これによって自治体の責務が基本法上法定されて、もちろん国の責務もあるけれども、そこでも自治体の責務として、それは国と相まって消費者保護を行政がやるということは、そこでも基本法上の位置づけもあるわけです。したがって、今言ったような文脈で、本来、消費者保護のための特商法があるから消費者保護行政が条例でできなくなるとか、そういう解釈は誤りであると思います。

ただ、もちろん、これは、「情報」という言葉が使われていますけれども、営業活動などについて、法律で個別法で記述していったら、そこでできないという、そういう文脈での限界でという議論は必要だとは思いますが、そもそものところで、冒頭に申し上げましたように、もしも、特商法があるから、本来の特商法の趣旨でもあって、しかも、基本法上、国と自治体とちゃんと分担してやれということが定められているような業務といえますか、消費者保護について縛りがかかるという解釈論はどこかおかしいといえますか、やはりそういうふうを考えるべきだと私は思っております。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今のような補足の意見も小部会では出ておまして、橋本委員から積極的にご発言をいただいたということですが、資料1の右側のまとめには、今ご指摘になった消費者基本法でも、消費者保護については自治体の責務が書かれているということは、やはりかなり重みがあるのではないかと思います。もし、これを何かの形で記録に残して外に出す必要があれば、その点も触れておいていただいたほうがいいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○後藤委員 ただいまの橋本委員のご発言で、資料1の「小部会での検討結果」のところの①の部分ですよね。①の部分は、これはこのままでよろしいのですか。

○橋本委員 はい、それはそれで。

○後藤委員 わかりました。確認だけですので。

○齋藤部会長 ほかに、今の第1番目の点について、ご意見やご質問がございますか。

これは、条例をつくる際の、東京都として条例を制定させる際の、国で言うと内閣法制局的な観点でちゃんと論拠があるのかというようなところをご議論しておいていただくと

いう趣旨で掲げられているとご理解いただければと思います。

特になければ、時間の関係もありますので、次の論点に移っていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、池本委員、次のご説明をお願いします。

○池本部長代理 次に、「消費者の自主性を害する不当勧誘行為」という表題のつけ方について、「自主性を害する」では弱すぎるのではないか、もっと不適正な取引であることをより強調する用語を検討できないかというご指摘をいただきました。

ただ、これについては、ここで取り上げる「適合性の原則」とか「消費者の望まない勧誘の禁止」というものが、従来型の勧誘の中で誤認や困惑を直接行なうというものとは違う、もう少し広い視野で、消費者の自己決定権を無視していたり、あるいは、自主的な意思決定の機会を、もっと広い意味で害することを取り入れようということなので、従来型の誤認類型・困惑類型とは別の新しい類型として条文をつくったといういきさつがあります。

そこに対する見出しとして、例えば「自己決定権を害する」という言い方ならどうかという議論もしたのですが、「自己決定権を害する」というと、誤認類型・困惑類型も、判断を歪めるという点では含まれることになりはしないかとか、「自主的な決定を阻害する」という言葉を使うと、「決定」という部分だけではないもうちょっと広い概念だし、入り口のことも含まれる。あるいは、「阻害する」というと、判断を歪める場面だけになりはしないかとか、幾つの用語を並べてみました。あるいは、「自主性や適合性を損なう」という中身を並べていく表現とか、幾つか議論はしたのですが、結論的には、⑤にありますように、誤認とか困惑を伴わない、もっと広い巧妙な勧誘方法あるいは消費者の状況を配慮しない、こういうものも不適正な取引なのだ。従来型の悪質行為とはされていないようなものも、今回は不当行為に加えるのだという意味を込めているので、新類型をあえてつくるところを受けとめていただければと。その意味で、いろいろな用語を検討したのですが、どうも、よりの確な用語を見出しにくくて、こういう用語でご理解いただけないだろうかというところです。

○齋藤部長 ありがとうございます。

この点は、資料3の第1のところの、いわゆるネーミングをどうするかという問題でありまして、一応、新しい類型の中に入れようとして、案として考えられているのは、この

1「適合性の原則」に反するような勧誘行為、2「消費者の望まない勧誘の禁止」と3「個人情報に関する不適正取扱いの禁止」の3つになります。この3つを包含するような言葉として、どういうネーミングをしたらいいだろうかということが、恐らく、この問題の一番のポイントだと思います。

そういう意味では、確かに、全体を括するには、一言で表現するのは非常に難しいところもあるということで、かなり苦労したというところがあります。ただ、そうはいつでも、要はネーミングですので、そこは中身から判断していただくことも一つの方法かなということと、もう一つは、これは御船委員からご指摘でこういう宿題をいただいたわけですが、小部会の議論としては、少し弱くしておいたほうがいだろうと。なぜかという、あまり強いものしか対象にならないのではなくて、もっとぼやっとしたものでも、消費者にとって不適正な取引行為になるようなものを取り込めるようにしておいたほうが、むしろ、ネーミングとしてもいいのではないかと、類型としてはいいのではないかと議論の方向です。それでこういう言葉づかいを考えてはどうかと。そういう議論をしてきたということです。

この点、ご提案をいただいた御船委員、いかがでございましょうか。

○御船委員 了解いたしました。

○齋藤部会長 ということだそうですが、ほかの部会の委員の方々にも、この点についてのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

全体を括る名前はなかなか難しいですね。わかりやすく整理してあればいいのでしょうけど、正直にいわせていただくと、分類をうまく一括りにするには、でこぼこのあるようなものを3つそろえて、その全体を何と呼ぼうかという、こういう苦しい作業をしているところですので。

○後藤委員 1の「適合性の原則」で、消費者の資産状況も含めて考えるとすると、「自主性を害する」という、意思決定的な要素だけではないような感じもしますので、「適合性の原則」の内容として何を盛り込むのかということも関係するのでけれども、その部分はどうぞお考えなのかということをお聞きしたいのですが。

○池本部会長代理 資料3でご覧いただくとよろしいかと思います。実は、今ご指摘がありました「適合性の原則」というときに、右のほうで、判断力の不足につけ込むような類型とは別に、知識・経験・財産の状況ということも入ります。

実は、それどころか、その2つ下の「個人情報に関する不適正な取扱いの禁止」までく

ると、厳密に言えば、「自主性を害する」よりももっと入り口の配慮義務というようなことまで入っています。だから、そういう意味では、自主性を害するというよりは、消費者に対する配慮義務のような用語が何かあればいいのかもしれないのですが、それにすぐ用語がなかなか見出しにくくて、「消費者の主体性」、「自主性」、幾つかの用語を並べた上で、その中で「自主性を害する」という言葉に一応落ち着いたというのが正直なところで、もっとこういう用語をというものがあれば、それに反対するという趣旨ではありません。こういう用語がその3つを包含するというご提案があれば、ありがたいと思います。

○齋藤部会長 という経過ですが、いかがでしょうか。これは名前ですので、確かに、たかが名前、されど名前ですので、もし、いいアイデアがあれば積極的にご提案いただくといいかなと思いますが、いかがでしょうか。

無理をしないで、括るのが大変だったら並べてしまえということもあって、それで「自主性」と「適合性」と両方を並べてはどうかという意見もあります。これは私が言っているのですが。

いかがですか。何かいいご提案があればご紹介いただけるとありがたいのですが。

積極的になれば、とりあえずこれで進めさせていただいて、また思いついたら、名前を変える分にはこれは可能かと思っております。

○後藤委員 全くの思いつきというか、私の言葉の感じなのですが、「消費者が望まない勧誘の禁止」という2番目の項目がありますよね。何となくそのほうが大きな括りとしてはおさまりがいいような感じを私は受けるのですけれども、これは小部会でも十分検討したところでしょうし、そのようなことをお感じになる方がほかにいらっしゃれば、検討していただけたらと思います。

私は、言葉としては、2番目の「望まない勧誘の禁止」のほうが大きな括りになるのではないかという気がちょっとしますので、申し述べさせていただきました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ただ、難しいのは、これは「〇〇の不当勧誘行為」というネーミングのルールがほかについては一応あるものですから、それに合わせて、今、後藤委員がご指摘のようなことが入るとするとどうなるでしょうか。

「望まない勧誘の禁止」という言葉をつけられればいいのですけれども、ほかの例示が、「〇〇の不当勧誘行為」と言葉を使っているものですから。それに合わせて今のようなご趣旨を入れるとすると、なかなかいい言葉が浮かんでこないんです。

○後藤委員 「不当勧誘行為」で結ばないといけないわけですね。

○齋藤部会長 ただ、これが条文に明記されるわけでもありませんし、都民に対する説明の便宜上、条例ができた場合に、条例の説明のための括りとしてこの言葉が頻繁に使われることになりますので、そういう意味では重要な言葉ではあるのですが。そういうことを考えますと、一応、そろってネーミングはできたほうが良いという意味です。

○後藤委員 「消費者の望まない不当勧誘行為」という……。不当勧誘行為は望まれてはいないということではあるのですが。

すみません、こだわっているように感じるようでしたら別に結構です。言葉の感じ方の問題ですので、小部会でのご決定に反対だという意味ではなく、ちょっと考えていただくことがあればということですので。

○齋藤部会長 わかりました。ご意見ありがとうございます。

先ほどちょっと言いましたけれども、最後にまとめるまで時間もありますし、名前のつけ方の問題ですので、もしいいアイデアがあれば、ぜひまたご意見をいただいて、皆様方の合意が得られればそのときにまた考えるということでもよろしいかと思えます。とりあえずこういうネーミングにして、特にご異議がなければ先に進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

そうしましたら、次に第3点目についてお願いします。

○池本部会長代理 「適合性の原則」という提起について、適用対象を高齢者に限ることがないように広く捉える形にすべきではないかというご指摘があったかと思えます。これについては、「適合性の原則」という項目の中に、実は2項目あって、「高齢者その他の判断力の不足に乗じて」という類型と、「消費者の知識・経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を」という2類型あります。①のほうも「その他の者の」という言葉を入れているので、一応、高齢者には限っていないつもりです。②は、最初から「消費者の」と広げてあるので、この2つの類型をあわせれば、高齢者に限っていない、広く適用対象にしていることが伝わるのではないかと思います。そういう議論の整理です。

○齋藤部会長 ご意見をいただいた後藤委員、その点はいかがでしょう。

○後藤委員 今のご説明でわかりました。それで結構です。

○齋藤部会長 ほかの委員の皆様方、この点についてご意見がございませうか。

○長田委員 質問です。この資料3のところでは、「高齢者等の」とあって、「その他の」という表現でもないのかなと思ったのですが。「等」ということと「その他の者の」では、ちょっと印象が違うのですが。確認させてください。

○池本部長代理 確かに、資料3は「高齢者等の」ということが書いてあります。これは、「判断力の不足に乗じて」というつけ込み型という意味と、②のほうは、いわゆる「適合性の原則」のこういう点を配慮せよということで、配慮を求めるということで、その区別を浮かび上がらせるためにやったものです。①のほうも、「高齢者その他の者の」という表現で想定して準備を進める予定です。

○齋藤部長 よろしいでしょうか。

○長田委員 はい。

○齋藤部長 ほかにこの点についてご意見がございますか。

ご指摘の趣旨が入るような方向で考えるということのようですので、ご疑問の点は解消されたのではないかと思います。

特にご意見がなければ、次に進みたいと思いますが、よろしゅうございますね。

それでは、池本委員、次をお願いいたします。

○池本部長代理 その次の「消費者の望まない勧誘の禁止」のところについては、いわゆるオプトアウトは、断ったらその後は勧誘してはならないというものですが、高齢者などは、断るタイミングもなく勧誘が始まってしまうのではないかと。だとすると、オプトインの導入を考えるべきではないかというご意見を複数いただきました。

この点は、重要な課題として私たちも議論しました。ただ、オプトインだと、最初に接触する前に承諾がなければ勧誘を始めてはならないとなると、憲法論的に、そもそも営業の自由との関係でそこまで規制をする立法事実があるのかとか、そういう議論。あるいは、少なくとも、特商法は、基本的に個別勧誘を認めた上で販売目的を告知せよとか、書面とかクーリングオフとなっているので、条例でオプトイン方式をすると特商法と真っ向から対立してしまうことになって、そこでも、それこそ条例と特商法とのぶつかり合いという議論を呼ぶのではないかと。

あるいは、法律のレベルでオプトインを入れているものは確かにあるのですが、それは外国為替商品取引という特にリスクの高い、専門知識も必要だという分野に限定している。それに対して条例では、指定商品制ありませんから、全般にオプトインまでとすると、そこまでの被害実態ということは、少なくとも現時点でそこまでの事実を積み上げることはなかなか難しいのではないかと。ということで、オプトインまでは踏み込めないという議論をしたところなんです。

もう1点、次のページに関連しますので申し上げます。「Do-Not-Call」という、あら

はじめ登録機関へ登録しておけば、個別に断らなくても、それがあつた人には電話をかけてはならないとすれば、オプトインではないけれども、オプトアウトで個別に断らなくても、そこに登録しておけばもう断つたことになるという扱ひを導入できないかというご意見もいただきました。これはアメリカで導入されている制度で、私たちがこれを議論したのですが、これを東京都がやるとすると、東京都の消費者に登録をしてもらつて、ほかの地域の方がそれにアクセスして、どの範囲の人がどう登録して、どの範囲の事業者がどうアクセスするかとなつてくると、本当は、国のレベルで設けられると望ましい制度だけれども、都道府県単位で設けることは、費用対効果の関係でも、実効性も含めてどうも難しいのではないかというような議論をいたしました。非常に参考になるご提供をいただいたのですが、これはどうも採用しにくいのではないかと。

それから、ここには記載がなかったのですが、もう一つ、オプトアウトの方式と言ひながら、オプトアウトでも、勧誘を始めるときに、これからこういう趣旨の勧誘をするのだという趣旨を明確に説明して、いわば断る機会を積極的に付与するような規定ぶりにすれば、オプトイン、オプトアウトという単純な書き方だけではない、積極的に消費者が断る言葉を明言したかどうかというだけではない、もうちょっと実効性が保たれるのではないか。そういうような議論をしまして、オプトアウト方式を基本にしつつ、その実効性をどう高めるか。そのあたりで規定を整理していこうという議論をしてみました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

この点については、前回の部会でもかなり積極的にご意見をいただきましたけれども、いかがですか。

○池山委員 大変無責任な言い方ですけれども、発言をしたときから、こういうことだなというのは何となる予測といいますか、そういうことを前提で、でも、高齢者の消費者被害の実態を見ると、何か工夫はできないかということで発言させていただきました。

その後で、消費者団体の方たちなどと、じゃ、具体的にオプトインとする場合にどういうやり方があるかとかいろいろ話しました。先に勧誘するよというチラシか何かをまいて、やってもいいよというところだけを勧誘するとか、何かそういう方法があるかとか、いろいろ議論はしたのですが、確かに、今の国の法律その他に照らし合わせると、憲法ということもありますが、なかなか難しいということは、それはそのとおりだなと思います。ここら辺は、今後、これは条例だけでどうしようということをして無理ですから、さまざまな取組みなどとあわせていい方法を私どもも考えていきたいと思つております。

それから、「Do-Not-Call」は、東京がこういうことをやると、他府県にもいろいろな影響を与えるとかということもあるので、そこら辺のところはどうかかなと思います。費用対効果となりますと、それを言われればそういうものかなと思ひまして、私としては、これに対してどうこうと意見は言えません。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 不招請勧誘の禁止を求めるということは、今いろいろな場面で大きく言われております。憲法の問題に関しましても、きのうの国生審でも、委員からの発言で出ていましたけれども、静かにしている権利と、どちらを優先するのかということもあり、今、国民生活センターでも、不招請勧誘に関しては私的な研究会が持たれているとも聞いております。

東京都の条例でどうなのかということになると、それは難しいということがわかりますけれども、何とか知恵を出す努力をもう一度していただけないのかというのが正直なお願いです。小部会の先生方は本当にすばらしい先生方がそろっていらっしゃるのです、もう一度何とか検討していただけないかというのがお願いです。

それから、「Do-Not-Call」に関しましても、条例での規定上、都民が登録している場合、地方に在籍している事業者には、電話をかけてはいけないという条例上の効果を及ぼすことができないということをおっしゃっているのか、私はそこが専門ではないのでよくわかりませんが。もし、効果を及ぼすことができるのであれば、それはむしろ非常に大きな意味を持つのではないかと思いますし、費用対効果とおっしゃるその費用が一体どのくらいかかるのかわかりませんが、今、事業者の中でも、自分たちの電話勧誘の際にDo-Not-Callのソフトを使って、拒否された場合はそこには二度とかけないようにするというソフトも販売されていると思います。そういうものが実際にもう存在しているので、それを東京都型に変えていくとかいうことにどの程度の費用がかかるのかちょっとわかりませんが、それはどういう計算の上で効果が得にくいとおっしゃっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、アメリカのこの制度は、やはりそれだけの効果が上がっていると、国センの研究のところでも聞いておりますので、そこももうちょっと踏み込んでお考えいただくことはできないのかと思います。

○齋藤部会長 池本委員、いいですか。

○池本部会長代理 後ろのほうの話からしますと、「Do-Not-Call」について具体的にいくらの費用がかかってということを見積もっているわけではありません。

それから、その直前の質問で、東京都で登録機関をつかって、それにアクセスして登録している人について、それを見落として勧誘したことが不適法になるというときに、それを全国の事業者には及ばさなければ実効性はないと思うのですが、では、全国の事業者には及ぼすとすれば、東京都でつくっている、しかも、こういう窓口へアクセスしてチェックできるということが全国の事業者には周知されなければ、それが、知らないうちに、電話の名簿でダーッとかけていたら、気がついたら不適法になったということもまずいだろうということがあります。その辺で、適用範囲を広げなければ意味がないし、広げると、周知との関係でどうなるのだろうと。そうすると、これはやはり国一律の制度で導入するか、しないかというところで本当は踏み込まないと、制度としての実効性、適正さが保てないのではないかという議論でした。

そして、最初のほうのご発言で、単なるオプトアウトでは不十分であると。何かいい方法がないかという点で、私がさっきの説明の最後のあたりで言ったところをもう少し説明します。資料3をご覧ください。資料3の「消費者の望まない勧誘の禁止」で、①がオプトアウトそのものですが、②のところ、これが今工夫しているところで、拒絶の意思表示ができない消費者について、明確な拒絶をして初めてオプトアウトが始まるのではなくて、勧誘を続けることの確認をする、あるいは、拒絶の機会を与えるような条文の書きぶりにして、そこで、結構ですという形で確認を取って先へ進めるようにすれば、事実上、黙っている人も救われる可能性が出てくるのではないかと。この辺は書きぶりの問題になってくるのですが、何とか、単純なオプトアウトで明確な意思表示ができる人だけが救われるのではないようにしたいという思いでここを工夫しているところです。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

思いはよくわかります。例えば、費用の点ですが、アメリカですと、8,500万件ですよ。ですから、まずハード設備だけでも莫大なお金がかかる、例えば100億円単位のお金がかかるのではないかと。

それから、このランニングコストをどうしているかという、アメリカの場合には、情報を取っている業者さんから手数料を取っています。そうすると、取った情報を横に流してしまうと、次に使う人がいなくなってしまうということなので、これはFCC法とFT

C法によって、この情報を勝手に横に流してはいけないということで刑事罰が結構厳しいものがかけられています。ということは、そういうことまで用意しないと、この制度は回っていかないんです。それを条例でそこまでできるかとなると、この後に議論していただきますけれども、不適正取引行為に違反した場合の制裁をどうするかという議論でも、非常に重たい議論をしなければいけないです。ですから、もし、情報の横流しを考えた場合、そちらにもっと厳しい刑罰をかけないと実効性が担保できないとなると、東京都がいくら、財政規模の大きな自治体だとは言っても、やはり国全体で取り組んでいただかなければいけない問題ではないかという議論も、小部会などではした上でこういう結論です。思いはよくわかるし、何とかしたいという気持ちがありますけれども、一つひとつ詰めていきますと、都としてはかなり難しいかなと。もちろん、国でやっていただきたいということでは。

それから、池本小部会長の報告の中にもありましたけれども、条例の書きぶりを工夫したほうがいいのではないかという意見がありまして、そういうふうを実現していただくように、我々としてもこういう意見をまとめたと思っていますし、あとは実際の信用の仕方の問題で、むしろ消費者団体にも趣旨を徹底していただく。例えば、関西の消費者団体では、ステッカーをつくって、それを玄関に貼ってある人のところには行くなというウォーニングをずっとやって、その結果、勧誘を継続すれば、これはこの条例違反に当たるのではないかという、そういう運用をしやすいようにしていただく活動をぜひとっていただくと、実効性がもう少し上がるのではないかと、そんな議論もあります。この点については、思いはよくわかりますけれども、今回の方向性としては、池本小部会長から報告をいただいたような形でご理解をいただければと思っています。

その点について、まだご意見、ご質問があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

○後藤委員 今、齋藤部会長が、思いはよくわかるとおっしゃっていただいたので、その部分の思いをわかってほしいというところは私も非常にありまして、そういう意味では、長田委員の発言にひかれるところがあります。ここでの最終的な決定といいますか、どうするのかという態度決定ということであるならば、今のご説明を聞いて、いろいろお考えになっているということで、オプトインではなくてオプトアウトであるということでもよろしいですけれども、何というか、利益が侵害されることに関する、こういう利益が侵害されたら不法行為になるという民法上の考え方の流れから見ると、今まで、些細な、こんなことは法的保護に値する利益ではないのだと思われていたものが、どんどんこの救済の対

象になってきて、特に、平穩生活権というものも、今までは相手にされないというか、あまり顧みられなかったものが、それを侵したことによって損害賠償もできるという流れになってきていることは確かです。

だから、それをただちに、条例改正でそういう流れを取り入れるというところまではなかなか大変だと思いますが、この②のほうで、オプトアウトにするにしても、それなりの表現の工夫をなさる、そこにぜひ何か生かしていただきたい。

平穩な生活が害されるというのは、電話が来るだけでも嫌だというか、そういうようなことがありますて、大げさな言い方になりますけれども、人格権侵害とか、そういうことも結びつく話ですので、そういうことを考慮した表現の仕方があってもいいのではないかと思います。そういう留保付きでオプトアウト方式に賛成するという話をさせていただきたいと思います。

○齋藤部会長 ご意見、ありがとうございます。今のご発言を少し整理して重く受けとめておりますし、その具体的な方向性の中で生かしていくようにしていきたいという強い部会委員の先生方のお考えもあるということですので、それは配慮していきたいと思います。

時間もありませんので、どうしてもこの点についてご発言、ご質問があるということであればお受けしますが、もしよろければ、次の課題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、池本委員、引き続きお願いします。

○池本部会長代理 その次の「消費者に対する情報提供義務違反」について、ご指摘をいただいているのですが、現在の規定にも情報提供義務違反ということがあって、それとの関係を整理すべきだという①の趣旨と、②は、だとすると、現在の情報提供義務違反の中に一緒に取り込むことでよいのではないかという趣旨と、2つの側面からご意見をいただきました。

これについては、まず、①については、確かに、現在、情報提供義務違反という規定があることと、今度入れるところが混同されることになっては困るので、「誤信を招く情報提供」という言葉に一方を変える。現行法のほうを「誤信を招く」、つまり積極的に誤信させるような用語にして、こちらの新類型のほうは「情報提供義務違反」という言葉にすると。そのように、後藤委員からの指摘で2つの表現を区分けするというのをしました。

しかし、それ以上に、2つを一緒にすることについては、一緒にするとわかりにくくな

るということで別々にしようということにしました。これは、結論的に言うと、新しい類型は、広告表示とか書面交付とか、いわばパターン化された方式での情報提供です。従来からあるものは、いわゆる不実の告知、大事なことを隠す方法での情報提供義務違反です。その意味では、判断を歪める性質により近いので、そちらを誤信を招く情報として、書面交付とか広告表示によるパターン化された情報提供のほうをこの「情報提供義務違反」として残そうと。その2つを、全部一つの条項にしてしまうと、物理的に条文が長くなることと、2つの質の違うものを全部入れるとわかりにくくなって、その規定の趣旨が見えにくくなってしまうというので、これは、分けることは分けさせていただきたいという趣旨です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

これは後藤委員からのご発言で宿題になっていたと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○後藤委員 一つだけ。この「誤信を招く」というのは、「誤信」という言葉がどこから来たかということです。「誤認」をあえて避けた理由は何なのかということをお聞きしたいのですが。

○齋藤部会長 すみません、そこまで細かく、言葉の一言一句まで検討する時間がなかっただけです。確かに、法律用語としては「誤認」のほうが対応されていますから、そちらがいいと私も思いますが、鹿野委員、いかがですか。

○鹿野委員 たしか、従来から、都の条例規則では「誤信」という言葉が使われていました。私も初めて見たときに、あれっと思って、「誤認」のほうがなじみがあるし、いいのではないかとも思ったのですが、従来の経緯で、いわゆる「誤認」よりもうちょっと広いような意味も込めて「誤信」という言葉を使ってきたのだという説明を受けた記憶があります。

少なくとも、それをどうするかということと連動していますので、従来の条文をそのまま「誤信」という言葉を使うのであれば、ここもやはり「誤信を招く情報提供」という言葉を使うことになるのではないかと思います。

○齋藤部会長 せっかくですから、これは民法がご専門の委員の方にお尋ねしたいのですが、「誤認」のほうがよろしいでしょうか。それとも、「誤信」を使っていることについては、条例ができた歴史的な経過があって、その当時は「誤信」という言葉を使っていたということでしょうけれども、どちらが適切でしょうか。

私が記憶している限りにおいては、「誤認」と「誤信」を特に区別しなければならない積極的な理由があるとはあまり思っていないのですが。例えば、消費者契約法などは「誤認」を使っていますが、これは後からできた法律で、条例のほうがもっと早いです。恐らく、錯誤とか詐欺の、いわゆる教科書的な説明の中では「誤信」という言葉で論じている教科書なども結構あると記憶しているので、その辺の言葉づかいなどをそのまま使ったのかなと想像しますが、最初から関与しているわけではありませぬので、これは私なりの見方です。

どちらが言葉としては適切でしょうか。

○後藤委員 今の鹿野委員のご意見でかなり理解できました。ただ、注意する必要があるのは、「誤認」という言葉を使うとするならば、やはり消費者契約法の「誤認」が一定のイメージというか、理解を得て使われている言葉ですので、それと同じ理解をされることになると思いますので、それとは違うのだということを使う必要があるのかどうか。もし、同じならば、同じにしてしまったほうがわかりやすいと思いますけれども、それなりの歴史とかあって使っている言葉ですので、そのところだけは、誤認にした場合についてはそれなりの意味が出てしまうことだけは注意する必要があるのではないかと思います。

○齋藤部会長 わかりました。ちょっと時間のこともありますし、全体にもかかわることですから、もう一度全体を見直してみて、今のご指摘のところをまた検討させていただくということによろしいでしょうか。

一応、「情報提供義務違反」という類型でこういう分け方に整理したことについての池本小部会長のご説明ですけれども、その点でほかにご意見、ご質問があればお受けしますが、特になければ、それでご了解をいただいたということで進めていきたいと思っております。よろしゅうございますか。

時間もなくなってきましたら申し訳ないのですが、次をお願いします。

○池本部会長代理 4ページ目です。「押売行為の禁止」について、「押し付け」という言葉のほうが適切ではないかというご指摘と、押売行為というのは不招請勧誘の類型の中に近いのではないかというご指摘がありました。

まず、用語の問題については、どちらかでなければ絶対にいけないということではないのですが、「押し付け」というと、用語の意味として、範囲が広がってしまうのではないかと。むしろ、「押売」のほうが、買いたくないのに無理やり既成事実をつくって承諾せざるを得ないようにしていくという行為態様を、ずばり受けとめている言葉ではないかと

いう受けとめをしました。

それから、不招請勧誘と押売行為との違いということと言うと、不招請勧誘というのは、あらかじめ了解を得てから勧誘をなささいということですが、押売はむしろ、聞かずにどんどん、例えば物を設置したり、既成事実をつくって、断れない状況に追い込んで承諾を迫る。広く言えば不招請勧誘なのかもしれないけれども、設置することが勧誘の既成事実づくりなのかもしれないのですが、独特の違法な行為であるということ、これは取り出してこういう用語で仕分けしたほうがいいのではないかという議論です。

これは、語感とか整理の仕方の問題になってくるので、理屈からして、これでなければいけないというものではないので、そういうような語感ないし位置づけということでご理解いただければと思います。

○齋藤部会長 というご説明ですが、いかがでしょうか。御船委員、後藤委員からご意見をいただいています。

○御船委員 私は、従来の押売のイメージとかなり違う行為だったものですから、別のレベルの言葉の方が良いと考えました。昔からされている押売というのは、やはり押売ということがよくわかるのですけれども、知らない間に設置してしまうとか、そういうものもかなり入っている、最近の消費者被害はそういうものだと認識していたものですから。売られていることも認識しないような売り方ということで、提起をしました。それを、広い意味で現代版の「押売」ということであれば了解します。売られているという意識がない場合が多くありますので、差異化する必要があるかなと思って提起しました。

しかし、押し付けるという意味は、範囲が広がってしまうということも納得しますので、消極的に了解しました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○後藤委員 「売り」ということが、御船委員がおっしゃったところで気になることは気になります。要するに、言葉として「売り」となると、契約として売買があったものが浮かんでしまうので、そういう意味では、「売り」ではなくて「押し付け」のほうが確かに包括的です。だから、その部分をどうするかという問題がやはり残っているように思います。売買以外のいろいろなサービス契約も含めて、押し付けて契約するみたいなことを「売り」という言葉であらわすかどうかということです。そこはどうなのかなと、私は若干気にはなりますけど。

○齋藤部会長 語感の受け取り方の違いというところがあって、大変申し訳ないのですが、これも条文本体ではなくて、条文本体には、今、委員の先生方がおっしゃったような具体的な行為をきちんと書き込んでいくことを目指しているわけで、決して、いわゆる従来型の、顔に傷を持って、玄関にあぐらをかいてゴムひもを売るようなものをイメージしているわけではないというか、それを条文にしようということではないと思います。

ただ、さっきも言いましたけれども、名前は、されど名前というか、重要な点もありますので、都民の受け取り方、むしろ事業者に対する受け取り方が重要になります。いかがでしょうか、やはり「押売」より「押し付け」でしょうか。ただ、その場合ですと、押し付け販売とか押し付け行為だけだと、何となく狭くなってしまうような感じもするのですが。

こればかりに時間をかけてやることの意味が本当にあるかということも考えていただければと思いますが。

○池山委員 要するに、今、非常に悪質な事業者が、我々が今まで考えられる以上の行為をしているわけですね。そういうときに、私などは、今までの押売とは違う形でということはずごく説得力があります。意思を無視してというか、意思どころではないわけで、まさに押し付けていくわけですから。されど言葉ではありますから、そういう意味でいうと、「押し付け」も新しい業態をあらわす言葉としては、いいのではないかと思います。

○齋藤部会長 「押し付け」説が有力ですね。

そうすると、単なる「押し付け行為」ではなくて「押し付け販売行為」とかそういうふうにしないと、もっと抽象的になりすぎる感じがしますが。

言葉については、時間もありませんので、そういうご意見が強く出されたということで、引き続き先ほどの自主性の点と同じように扱わせていただいて、最終的にまとめるときに皆さん方でお決めいただくことにして、ご議論を尊重させていただきたいと思います。

最後に、「次々販売の禁止」についてお願いします。

○池本部会長代理 「次々販売の禁止」については、前回の部会の中でも多くの委員から、昨年来、大きな社会問題になっている次々販売というものを一項目設けるべきではないかというご意見をいただきました。なるほど、アピール効果という点でも設けたほうがいいのかということも前提に小部会でも議論したわけです。

ところが、もし具体的に書くとすると、帯に短したすきに長しで、次のページの「説明」のところを見ていただくと、布団とか健康食品のような、普通に必要な数量を超えて

過量に販売しているような場合には、「次々販売」という言葉で条文化するときにもしやすいのですが、呉服とかアクセサリのような嗜好品というか、そういうものになると、必要性もないのに売り付けたという、「必要性」という言葉ではなかなか持っていけなくて、むしろ、それは、判断力とか支払能力とか、そっちの問題になるのではないか。同一商品であればまだいい。けれども、その次にあるように、種類が違ったり、中には、関連業者かもしれないけれども、別業者であるような場合にも、それも次々販売だと。見れば、間近に新しいものをつけていることがわかっていて、取り換える必要がないのに、こっちがもっといいと言って買わせるとか、それも次々販売として取り込むべきではないかと。となると、同一業者による同一商品の次々販売に限定した規定を設けると、かえって「次々販売」の意味が狭くなってしまう。

そのあたりを考えると、同一業者、同一商品に限らない、複数商品のということになっていくと、前のページに戻りますが、「判断力不足に乗じて」という側面、あるいは、同一商品であれば過量販売という側面、支払能力という側面、あるいは、必要もないものを必要であるかのように言っているとすれば、不実の告知という側面、こういういろいろな要素で切り分けられるものがごった煮になっているので、「次々販売」を象徴的に出したいと思いつつ、結論的には、なかなかつくれないうのが本音のところですよ。

むしろ、次々販売は、4ページに書いてあるような規定、現行法に違反するし、取り締まられるということを実証していくことが、まだ十分にできていないのではないかと。それを、今回の新しい規定で取り締まるという問題ではないのではないかとこの意見が小部会では多数を占めました。悩みながらの結論ですが、こういう経過です。

○齋藤部会長　ということですが、いかがですか。かなり活発なご意見が出たので、この点について再度ご意見をちょうだいしたいと思います。

これは難しいんですね。定義してしまうと、狭い「次々販売」しかつくれなくて、そのほかはどうするのかという話になる。包括的にやると、今度は構成要件がつかれない。それから、この後で議論していただきますけれども、二重、三重に重なっているような場合、制裁を厳しくすると、規定としての実効性がほとんどなくなってしまう。こういう悩ましい問題があります。

小部会では、これは橋本先生のご意見ですけれども、東京都消費生活条例は民法的な条文の立て方になっていて、制裁は、厳しくなければそれでも十分使い勝手がいいのですが、行政処分の内容を厳しくしていく、刑事罰をかけていくという方向になりますと、行政法、

刑事法的な観点で検討していかなければいけなくなってくる。そうすると、一体、次々販売をきちんと条文に書き切れるかと。仮に書けたとして、それが実効性あるものとして使えるかと突きつけられますとなかなか難しく、むしろ、そうだったら、今ある条文を使ったほうがはるかに実効性が上がって、それを使って制裁を厳しくしていったほうが、使い勝手はもっといいのではないかと。こういうことが小部会の議論の方向でした。

そういうことを踏まえて、さらにご意見があればちょうだいしたいと思います。

難しいです。本当に難しいです。ちょっと本音的な言い方をしますけれども、橋本先生のご指摘を踏まえて私なりに考えますと、制裁が厳しくなければこういう条文の立て方と、こういう条例のつくり方でよかったんですね。ところが、一步踏み出すためには、そこはかなり厳しく、違う観点からの検証や検討が必要になってくる。それを、今ここで皆さん方のご意見でやろうとしているわけですので、それとのバランスで考えると、片方ではそうやっておいて、片方ではぼんやりと何ともつかないようなものを取りあえず入れておこうかということにはなかなかならないので、入れる以上は、きちんとした形はこうです、これはこう使います、この守備範囲はここですということをきちんと明示できないと、なかなか入らないですね。

振り返って現行の条例を見れば、何とか使えるものがまだあるじゃないかと。むしろ、それが使えるということの一般的な周知徹底がなされていないことのほうに執行上の問題があるのではないかと。こういうことが小部会の中での議論でした。

そういうことでご理解いただくと、整理ができて前に議論が進むのですが、いかがでしょうか。

ということで、申し訳ありませんが、私からの「押し付け販売」になりましたけれども、ご了解いただいたということで次に進ませていただきたいと思います。

小部会の議論に時間がかかってしまいましたけれども、大体ご理解いただいて、きょう賜りましたご意見につきましては、さらに最終的な意見の中できちんと決めていきたいと思えます。

本日の新しい検討事項として、この「不当勧誘行為の規制強化」についての議論の修正は、事務局から資料3のご説明をいただくということでよろしいのですが、池本小部会長にかなり詳しくご説明をいただいたので、時間的に節約できるようでしたら、簡単にお願ひできればと思います。

○特別機動調査担当副参事 資料2に全然触れられていないので、簡単に触れておきます。

「現行の7類型」が左側にあります。「改正案9類型」のところで、ただいま、小部会の整理の話の中で事務局として用意したペーパーですが、改正案のほうを見ていただくと、1号新類型として「不当勧誘行為」、「消費者の自主性を害する不当勧誘行為」として整理されます。その下の太字、2号新類型のところを「情報提供義務違反」として、左の現行1号から右の規定、3号になっておりますが、これが「誤信を招く情報提供等」ということで整理されるということです。「誤信」か「誤認」かというところは議論はありますけれども、便宜上置くところになります。

それから、「不当勧誘行為」のところで、「威迫・困惑等」については、これも名前が「押売」か「押し付け」かというところが整理されませんでしたけれども、一応こういう形になるということでもあります。

あと、資料3のほうで、前回お配りしたものと比較ということで、小部会の整理の仮案を前提に置いたものが、まず1枚目は変わっていないという前提でつくってあります。2枚目が、右上に注意書きがありますけれども、類型の説明を記述して加えました。アンダーラインの部分です。小部会長から説明があったとおりでございます。

3枚目が「威迫・困惑による勧誘」というところで、アンダーラインを追記しました。前回お示した、例えば不実告知のところは、こういった場面も使えるというものを書き加えてあります。

最後に、条文化はなかなか難しいけれども、こうしたキャンペーン活動として、こういう販売方法があるということをさらに普及啓発していく、そういうところを書き加えてあります。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今のご説明と、池本小部会長のご報告の中である程度具体的に触れていただいているので、大体ご意見はちょうだいしていると理解していますが、今のご説明について、特にご発言があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

そうしましたら、次に、「悪質事業者への処分強化等」についての議題に入りたいと思います。これは、資料4をご参照いただきながら、事項ごとにご議論いただきたいと思っております。

まず、資料4を見ながら、事務局からこの点についてのご説明をお願いしたいと思いません。よろしく申し上げます。

○特別機動調査担当副参事 それでは、資料4、まず1「事業者の立証責任」です。「現状及び分析」にありますように、健康食品とかエステティック商品など、役務の効能、効果等に関する情報に不実があるということで、誤信させるトラブルが増えているということがあります。現行条例では、「誤信を招く情報を提供」として、規則の中にこういった行為を禁止しているものがあるのですけれども、実際にこれを引用するとすると、この事実を認定するのは、例えば効果がないとか、そうしたものは、「知事」と書いてあり、行政側にあります。当然ながら、そういう検証にはかなりの時間と、もちろん経費もかかります。

そもそも商品の性能とか役務の効果を示す情報は、事業者自身がそれを裏づける合理的な資料として持っているものであるということを踏まえて、特商法とか、ほかの法を見まして、合理的資料の提出と結びつけられた一定限度での立証責任転嫁規定を設けてはどうかというところであります。

「具体的方向性」にありますように、条例においても一定限度でのみなし規定を導入したいと考えており、具体的には、特定商取引法「不実告知」、「誇大広告」などに相当する「誤信を招く情報の提供」に関して、「商品の種類、効能」、この辺は具体的事項については規則のほうに下ろしたいと思っております。それから、「サービスの種類、効果」、それに準ずるような事項を対象として、合理的資料の提出を要求して、提出がない場合には、誤信を招く情報の提供があったものとみなす規定を置くことを考えております。

他県の事例として、資料がありますので資料の紹介をさせていただきます。関係資料集の47ページと48ページをご覧ください。ここに、私どもで調べました「事業者の立証責任」というところで、他県の規定ぶりを拾ってあります。岩手県から始まっていて、現在7つです。特に不適正取引行為との関係で規定しておりますのが、岩手県のところで、「合理的な根拠を示す資料の提出」とございます。「事業者が契約の締結を勧誘するに際し消費者に提供したものについて、当該情報が事実であることについて疑いがあると認めるときは、事業者に対し、当該情報の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる」とありますが、岩手県の場合は「提出を求めることができる」にとどまっており、みなし規定自体にまでは触れていません。

それから、大阪府の場合は、48ページの上のほうになりますが、「合理的な根拠を示す

資料の提出」として、「不実を告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者は、同号の不実を告げる行為をしたものとみなす。」という規定しております。ただ、求める対象は、こちらの場合は限定されていません。

もう一つ、その下の兵庫県、「不当取引行為の禁止」の第12条の後段のほうですけども、「不実のことを告げる行為を行ったか否かを判断する必要があるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者は不実告知行為を行ったものとみなす。」として、さらに施行規則の中で具体的な事項を定めております。

一応、兵庫県のようなつくりで私どもも考えておりました、こうすることで、例えば、結果的に不実告知であるとか誇大広告とかが指摘できて、不適正取引行為の排除に役立つのではないかと考えております。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今のようなご説明で、条例の中に、資料の提出についての規定を設け、提出がなかった場合には、違反行為と見なすということを入れるということですが、対象と効果については少し限定をしていくということでご紹介いただいたと思います。

この点についてご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

今、法律のレベルであるのは、特商法と景表法の2つだけでよかったでしょうか。ほかはなかったですね。特商法と景表法は、たしか不実の表示と誇大広告の2つに限定されていると理解してよかったかな。

ほかの府県の条例のご紹介を今いただきましたけれども、書きぶりが少し違っているということもありますので、細かいところはかなり詰めて検討しなければいけないでしょうけれども、大まかな方向性として、先ほどご説明いただいたようなことで考えたいということですが、いかがですか。

特にご意見がなければ、具体的な方向性としては、このような形でまとめさせていただくということによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 ありがとうございます。

続きまして、「情報提供基準の明確化」について、同様に事務局から、具体的な方向性についてのご説明をお願いしたいと思います。

○特別機動調査担当副参事 資料4の2つ目の「情報提供基準の明確化」という項目でございます。現状を申し上げますと、条例27条の消費者被害防止のための都民への情報提供制度を使って、事業者の条例上の義務違反等を明らかにすることで、事業者への牽制効果を高めている現状にあります。ただ、条例上、明確に「事業者名等を含む」と書かれていませんので、今後、迅速・的確に都民への情報提供を行っていくために、また、牽制効果をより高める意味も含めて、事業者名等を含む情報提供制度を条例上明確に位置づけたいというところであります。

具体的には、現行の27条を見てもらったほうがいいと思いますけれども、「消費生活条例と私たち」の56ページをお開きいただくと、27条「不適正な取引行為に関する情報提供」として、「知事は、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、前条の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。」を根拠に情報提供しているわけですが、ここのところで、特に事業者名等具体的な内容を情報提供するための仕組みを新設したいと考えています。また、その場合は、当然ながら、緊急の措置として、消費者に対する被害拡大防止という観点から、事業者名を含む情報提供を「しなければならない」と義務として規定化したいと考えています。

○齋藤部会長 いろいろご紹介いただいたのですが、ここの論点はわかりづらいです。一つは、現行の条例を前提にしますと、27条でも現実に社名公表をやっているわけですね。27条は、調査をやって、違反行為があって、それに対する制裁として公表するというものではないのですが、結果的には同じ内容になっています。すなわち、26条で調査をして、48条で指導・勧告をし、50条で公表するという流れが一つあるわけですね。これは、いわゆる不適正事業者に対して、違反行為を見つけて、それを認定して、それに対する制裁をかけるという流れが一つある。それとは別に27条が用意されていて、調査をした結果を公表していいと。具体的な結果の公表の中には、実情としては社名の公表なども入っている。この2つをまずきちんと整理しないといけないだろうと。その場合に考えなければいけないのは、我々が諮問を受けて今議論しているのは、最初に申し上げた制裁のほうの流れをもう少し整備して強化しなければいけないと。そうすると、この社名公表の情報提供としての制度、そもそも制度の性質と制度のあり方はどうなのか、その中身はどの

かを考えていかなければいけない。こういう問題があるわけです。したがって、この27条の問題を考える場合、この次に用意をしております、26条、48条、50条のほうの制裁の流れをどうするかということもにらんで考えていかなければいけないという、大変難しい問題になってくるということでございます。

一応補足を申し上げた上で、ご意見をちょうだいできればと思いますが、いかがでしょうか。

橋本委員にお願いですが、今の点を、氏名公表制度と行政の制裁制度の関係ということで、補足してご意見をいただけませんか。

○橋本委員 具体例をちょっと申し上げますと、今、議論されている「情報提供基準の明確化」のところの問題になるのは、例えば、架空請求のハガキが来ているとき、緊急にインターネットで、こういうハガキには気をつけましょうというようなことが載っているとします。今でもやっているわけですけど。しかし、ここに、当然、ハガキに載っている事業者名、電話番号も当然一緒に載っているわけですけども、これを詰めて考えると、本当に個人情報ですから、一方的に、こういう架空請求が来ていますよという段階で、本当にその氏名等を載せていいかどうかというのは若干疑義もあるのですけれども、恐らく、そういうことはやる必要があるだろうと思います。

それから、先ほど、次々販売が出ていましたけれども、悪質な事業者がいる場合、例えば、いろいろなルートを踏んで公表しても、法人をすぐにつくり変えて、名前が変わって事業形態も変わるけれども、実は同じ人がやっているというようなときには、まさに緊急な必要があれば、それは、事業者名に加えて、具体的には、法人の役員名とか、そういうところまで公表することに効果があるだろうと。そういうことをきちんと根拠づけてできるようにしたいというのが、今の「情報提供基準の明確化」の議論ですよ。

座長がおっしゃった、現行条例の50条の「公表」ということで、2つの公表があり得るわけですけども、これはまた筋がちょっと違って、条例25条で、前に議論していた、不適正な取引行為を明確化して拡大していく。それで義務違反があった場合に、制裁として公表するというルートがあるわけで、これは先の議論だけでも、とりあえず、今ここで、現行27条をもう少し整理して、どういう場合に事業者名が公表できるかとか、どういう緊急の措置の場合にはどうするかということについて、幾つか具体例を挙げて、そういうことに対応する必要があるだろうということです。

それから、現行条例には、商品の安全情報といえますか、これについては、13条で、緊

急の危害防止のために公表するという規定があるわけですから、それとバランスをとるという意味でも、取引形態のところではこういう悪質事例が増えているということで、そこと平仄を合わせるという意味でも、まずはこの27条のほうで公表をするという規定の整備が必要であろうということではないでしょうか。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今のような趣旨で、具体的な方向性としてこういうことを考えてはどうかということが議論になっているわけですが、何かご意見がございますか。

わかりやすく言うと、後半のほうの処分のほうを少し厳しくしますので、これはこれとして、情報提供の制度に特化してきちんと明確にしようというのが方向ですね。その際に、要件をきちんと決めてあげよう。そのほうが、恐らく、行政の執行上も明白になりますし、事業者の側にとっても、こういうことがあれば公表されるということがよくわかりますので、その点が、今の条文では、読んでいただくとわかりますように、「知事は、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、調査の経過と結果を明らかにすることができる」という抽象的な規定ですので、ここの要件をもっときちんと書いて、そのかわり、この要件に当たる場合には、情報の提供としての公表という行為が知事にできる権限をちゃんと与えてあげましょう。それとは別に、行政処分のほうは行政処分できちんと整備しましょう。その切り分けをはっきりさせることと、要件を明白にして、予見可能性も高め、執行上もやりやすくする、こういう趣旨の方向であると理解できると思います。

よろしゅうございますか。私ばかりがしゃべって申し訳ありませんが。

○池山委員 この提案は、非常に整理されてわかりやすくなったと思います。私ども消費者団体が、従来、やはり悪徳事業者に対して、早くきちんと東京都が処分してほしいとか言いますと、50条はそれはそれだけど、27条のところは処分的な働きもするという言い方もされたりして、一体、この27条と50条はどういう関係にあるのかということ疑問に思っておりましたので、こういう方向性は、私は賛成いたします。

○齋藤部会長 ご意見ありがとうございます。

ほかにご意見があれば承りますが、大体今のようなまとめでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 ありがとうございました。

そうしましたら、次がまた悩ましい問題でありまして、行政処分についての整備という

ことになりますけれども、「改善命令と業務停止命令」について、事務局からご説明をお願いします。

○特別機動調査担当副参事 説明が十分ではなくて申し訳ありませんでした。

次は、「改善命令と業務停止命令」で、これを新設したいということであります。現行条例では、ここにありますように、指導、勧告、勧告に従わない場合の公表という行政指導のつくりになっておりますが、昨今の手口の悪質化、巧妙化とかを考えますと、不適正取引の防止策としては不十分な面もあるのではないかという現状にあります。

それから、勧告に従わない場合の公表につきましても、現行の50条は、「公表することができる」という「できる規定」ですので、裁量の余地があるという考え方もありますので、この辺を明確にしたいというところがあります。

「具体的方向性」に参ります。指導と処分を明確に分離して、さらに、行政処分としての改善命令、さらに先にいく業務停止命令、この行政処分を条例上設けて、まさに指導と処分を、行政処分と行政指導を明確にしたいというところでもあります。

考えておりますのは、現行48条に「勧告」と書いてありますが、これの代替として、処分性を明確にした改善命令、特商法で言えば指示に該当するものかなと考えております。さらに、不適正取引に対する、より高度な実効性を確保するために、消費者の利益を著しく害するとき、もしくは、今申し上げた改善命令に従わないときについては、業務停止命令を新設したいと考えております。これも特商法の流れとしては同じような仕組みを考えております。

もう1点が、改善命令と業務停止命令を行ったときは、裁量の余地を残さないために、事業者名を必ず公表しなければならないという義務規定にしてはどうかと考えております。

背景については、簡単ですけれども、現状を踏まえてこうしたところを考えたいというところでもあります。

○齋藤部会長 というご提案ですけれども、いかがでしょうか。

○池本部会長代理 これは、具体的な適用対象が広がるという議論とは違うので見えにくい議論のように受けとめられる可能性があります。実は、この消費生活条例の性格を大きく変えるという、ものすごく重要な提案だと思います。

以前、2年ほど前に、ある自治体で議論したときにも、抽象的な指導・公表というもわもわとしたものではなくて、やはり自治体でも行政処分ができるという、業務停止とか、そこまで踏み込んでどうかという議論を出しました。ところが、この条例そのものの性

格が、そういう強制的な行政処分を加えるという性格ではなくて、事業者に対して指導をする、あるいは、消費者に情報提供するというソフトなスタイルの条例なのですということ、結局、かみ合わないで終わってしまったことがあります。

昨今の悪質業者に対する都の行政の姿勢を、きちんこの条例を使いこなすという意味では、行政権限の規定される条例であることを打ち出すことは非常に大きな意味があると思います。そのかわりといいますか、実は、今回に関連して、古い条例の、先ほど、冒頭でお話しした条例と法律の関係という論点にもかかわるので、古い論文を見て、例えば、正田彬先生の、この消費生活条例に関する論文などを読んでいくと、適用範囲を法律よりも広げること、適用対象とか指定商品とかはなしにして、広げることも議論はあると。しかし、行政処分などではないソフトな条例なのだから、まずは広げてよいではないかということが、実は論拠になっていました。

今度は、行政処分の条例なのだとということになると、適用対象論や要件を書くときにも、もう一步慎重さが必要ですし、そうやって、そのかわり、使うときはしっかり使う。そのようにやっていただきたいという願いも込めて、この条例の性格をもう一步踏み出すという意味で行政処分の規定を設けるということで、私も大いなる期待を持って賛成したいと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○後藤委員 これを読みますと、「消費者の利益を著しく害するとき若しくは改善命令に従わないときについて、業務停止命令を新設すべきである。」ということなので、業務停止命令を新設する場合としては2つあって、「消費者の利益を著しく害するとき」と、「改善命令に従わないとき」ということですね。だから、「改善命令に従わないとき」という場合には、「消費者の利益を著しく害する」という要件は要らないわけですね。この2つが並列されていて業務停止命令に行くということですがけれども、この2つがどういう関係になるのかということがわかりにくくて。

改善命令に従わないというのは、具体的には、「消費者の利益を著しく害するとき」ほどの程度のものではないときに改善命令を出して、具体的にどんな改善命令を考えているのか。改善命令というのは、現実には結構難しいこともあって、どの程度のレベルのことをしたら改善がされるかということですので、改善のレベルを考えると、結局、「消費者の利益を著しく害するとき」という判断と重なっているような感じもします。だから、そ

の辺の整理が、最終的に、業務停止命令という大きな効果を出させる要件の部分になるわけですから、そのところは、わかりやすく、文句がつけられないような形で整理しておく必要があると思います。

○取引指導課長 まず、改善命令というのは、ここにも書いてありますけれども、今までの「勧告」の代替ということで、不適正取引行為として規則等で定めていますから、その辺に該当した場合、これが改善命令に当たります。

もう一つの業務停止命令の「著しく害する」というのは、ここでは書いてないのですが、特に悪質性の高い行為について、それを適用していこうかと考えております。

改善命令に従わないときに、「著しく害する」とはまたちょっと違うといえますか、先ほど申し上げたように、業務停止命令というのは、ある違反行為を限定すること、それから、改善命令というのは、全体の不適正取引行為が全部かかわってきますから、ここに書かれている四十数項目、それをまた繰り返すという、その悪質性に対して業務停止にするという考えです。

ちょっとわかりにくいでしょうか。

○後藤委員 すいません、ちょっとわかりません。

○消費生活部長 今、言ったとおりですけれども、特に「消費者の利益を著しく害するとき」というのは、改善命令を経ないで、そのまま業務停止に行く場合の一番わかりやすい例で、その次に書いてある「改善命令に従わないとき」というのは、まず改善命令をやってしまった後で業務停止に行くということで、場合分けということです。

○後藤委員 改善命令をまずやるという場合は、あまりひどくない場合を想定して、だから改善命令でいいのだと。そういうお話ですか。

○消費生活部長 そういうことでございます。それにもかかわらず、改善命令を出しても改善が見られない場合は業務停止に行く流れと、改善命令よりもっとひどい悪質性がある場合には、改善命令を出さずに、そのまま業務停止をしてしまいたいというのが、この「消費者の利益を著しく害するとき」に想定されるということでございます。

○後藤委員 どうもありがとうございました。

○齋藤部会長 特商法もこういうつくり方になっているのですが、必ずしも、「利益を著しく害する」というのは、判断要素として、結果の重大性だけではありません。そうではなくて、例えば、緊急性とか継続性とかも「著しさ」の判断の内容に入ってきますので、そういうものも比較して考えると、業務停止の手続きをとっている余裕がない場合に、結

果の重大性も勘案しながら、改善命令というルートを通らないで、直接、業務停止ができる道を用意しておくという意味で、先ほど、場合分けで2つの道があるという整理をしていると。イメージとしては、そういうことです。

ただ、こういう言い方をしているのかわかりませんが、小部会でもいろいろ、全体にかかわることですので、この点もいろいろ議論しています。先ほど池本委員からの指摘もありましたけれども、正直に申し上げて、都条例の性質をかなり大きく動かす議論というか、方向性を出さなければいけないと思っていまして、さっきも言いましたけれども、条例の性質が、民法から行政法、刑事法に変わる可能性がある。そうすると、この組立てをきちんとやっておかないといけないだろうというのは、先ほどの池本委員のご指摘もありますので、大まかな考え方は、今、消費生活部長からご説明があったようなことになるわけですが、さらにもう少し検討する余地があるかなと思っております。

その辺について、行政法的には、論点としてはどういうところがあるのか、橋本委員、ご紹介いただけるとありがたいのですが。

○橋本委員 まず一つは、「現状及び分析」の②にある「公表することができる」というこの条文の作りが、これは非常に問題がある。これは、裁量があるということですがけれども、一つは、最近、行政手続法などが大きく変わってきてまして、こういう裁量性がある場合には、裁量基準をつくりなさいというルールができつつあります。そうすると、基準をつくるということになると、基準以内ならやっても公表されないという、法定のルールとは違う、ここまでは制裁はありませんというところを言うことに等しくなります。

さらに、「公表することができる」で一罰百戒だというのは、趣旨はもともとそうでしたが、今は、公表された相手方が裁判などで争ってくることになる、裁量の場合は平等原則が、これは憲法14条もありますので、平等原則ということになると、おれよりもっと悪いやつが公表されていないじゃないかということをも主張されてしまうと、公表すると裁量の乱用になるという可能性が出てきます。そうすると、こういう規定ぶりになっただけで、事実上、公表することが難しくなるといいますか、一罰百戒という建前だけになってしまうということです。

だから、本当に実効性を持たせるのであれば、「公表することができる」という規定ぶりだと、今の行政法の解釈論にはほとんど堪え得ないような条文の作りになるので、まずそこを変える、あるいは、そういうタイプの条例の仕組みは幾つか現行の条例にもありますが、そこらあたりはとにかく少し見直さなければいけないということがまずあるとい

うことです。

それから、「具体的方向性」の②のところは、確かに、これだけと私もよくわからないところがありますので、もう少し文言の整理、あるいは、どういう流れで改善命令がなされて最後に業務停止命令に行くのかという、チャートがよくわかるように書かないといけません。いずれにしても、刑事罰も含めてですが、これは公権力の行使になるわけで、公権力の行使をして、悪質な事業者に、実際には相当悪質なものに対して制裁していくということですが、その場合には、相手方に対して、これこれこういうことをしてはいけない、あるいは、これこれこういうことをしているのが違法だからやめなさいということ、はっきりと相手方に法的義務を課すというか、それが要求されます。

そうすると、これは25条1項の、何をやってはいけないのかという違法類型を尋ねたときに、そこで、だれかが法的な判断をしないといけないようなことをやってはいけないという形になると、公権力として、あなたはこれをやってはいけませんというときに、何をやってはいけないのかということがはっきりしなくなります。そうすると、そういうあいまいな義務を公権力の行使という形で行政庁が国民に対して課することは、これは非常に問題があるというか、それはできないことになるので、作為義務、不作為義務といいますか、どういう場合に何をしたい、何をしてはいけないという規範の部分が明確化されていて、それに違反、作為、不作為を命じる形にならないといけないということで、そこがもう少し、公権力の行使をするには、やはりそれなりの、都民に対する作為義務、不作為義務が条例上は明確になっていないと、なかなかうまくいかないことが予想されます。それは、齋藤部会長がご心配になっているように、それはやや公法的なつくりといいますか、公権力行使に関する法令のつくりというものに全体を変えていくべきだという部分がありますので、ここは、若干、条文の法実的な部分があるのですが、少し詰めた検討をした上でやらないと、つくっても空振りになるということで、慎重に検討したいということだと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

いずれにしましても、今ここで細かい立て方を含めてやるのは大変ですので、これは、橋本委員も小部会の委員ですので、お知恵をかりながらもう少し具体的に議論していきたいと思います。

一応そういうことで検討した上で、また部会にお諮りするということでご理解をいただければと思いますが、一応の方向性として、中身は今のようなことで小部会で整理します

けれども、こういう形の枠組みを入れていくということでご理解いただければ、このように進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○齋藤部会長 ありがとうございます。

本来であれば、次の刑事罰のことも含めてこの業務停止命令などについての議論をしていただくのがいいかもしれませんので、一応区切りをしますけれども、当然、関連してまたご意見をいただくということでもよろしいかと思えます。

4番目の「罰則規定の新設等」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○特別機動調査担当副参事 まさに関連することですけれども、ここにありますように、罰則規定の新設ということで、現状はもちろんありません。この①にありますように、悪質事業者の悪質巧妙さに対して、現行条例では、事業者への牽制効果が弱いというところもありまして、改善命令とか業務停止命令の新設を今度考えるのですけれども、都の勧告のこれまでの指摘実績を分析しますと、不実告知、重要事項不告知、威迫・困惑が全体の6割近くを占めておりまして、ほとんどの事業者にこういった行為が見受けられます。こうしたものを何とか罰則化できないかということでもあります。

続いて、業務停止命令を新設したとしても、実効性を担保するために、さらなる制裁措置としての罰則を設けたいと考えています。

「具体的方向性」にありますように、不実告知、重要事項不告知、威迫・困惑行為については罰則を考えたいと思っております。条例は、取引形態や取扱商品を限定していませんので、特定商取引法の範囲を越えないことを原則としまして、この法律で最も思い直罰としてこの3つを横引きしまして、繰り返しになりますけれども、勧告の指摘実績でも多いところを捉えて、これに対して罰則を考えたいと。それから、業務停止命令違反に対しても罰則を設けたいと考えております。

それから、もう1点が、②のところにあります両罰規定です。法人と、実際に実行担当者の両者に罰則を科する両罰規定を設けたいということです。

それから、(2)で、ちょっとトーンが違うのですけれど「違法利益の吐き出し」も一応検討したということで報告させていただきます。これは、悪質事業者の利益を内部にとどめないで、事業者の外に吐き出させるものとして検討したということで、①に、今後、被害回復給付金制度が導入されると、今、国会で議論されているようで、そういうことはあるけれども、刑事事件に限定されてしまうということがあります。次に、課徴金や罰金の

制度は、徴収された金品は国庫に納入されてしまい、結果的に、その被害者個人にはなかなかいかない制度であるということ。それから、③として、「父権訴訟が認められない中」というのは代理訴訟を言っているそうですが、国や都において制度創設には無理があると。こうした現状と分析をしております。

こうしたところを踏まえまして、一つは、消費者に対する訴訟支援等については、平成18年10月から、「日本司法支援センター」というところで、消費者被害に対する支援活動を開始すると聞いておりますので、そうしたところと消費者被害の申出案件をつなげるとかいう形で連携していけないかということと、消費者訴訟の支援のため、一定の消費生活相談に係る情報を提供するなどの側面支援を考えているということで整理してあります。

簡単ですけども、以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今までは罰則がないので、それを入れると。それはやはり悪質な事業者の被害が多いことと、制度の枠組みを変える上で、特に行政処分のほうの行政三法の必要性もあるのではないかということから、今回のご提案のような方向性を検討していることになります。

補足して、亀井委員から、刑罰の規定を入れることについて、どういう論点があるか少しご紹介いただければと思います。

○亀井専門員 基本的には、前回の部会で申し上げたとおりですが、一つは、特商法との比較で申しますと、対象となる取引態様を一般的に書くというのが都の条例の書き方ですので、それとの関係で、あまり広くなりすぎないように刑罰規定を書いていく必要があるだろうという一般的な方向性はあると思います。

もう一つは、その中で慎重に、あるいは、説明が合理的につくものであるとすると、そこで、現在ご説明にありました、全体の6割近くを占めているもののあたりについて、まずは重点的な施策といいますか、重点的な罰則規定の整備をすることが一つの方向性かと思えます。

もう一つ。先ほど来、話題になっていることと関係があるかと思いますが、もともと全体が民事法的な書き方になっていますので、それとの関係で、よくある、特別法の後ろに「罰則」という項目がついていて、何条違反は罰するという書き方はちょっとしがたいつくりですので……。25条のほうを整理すればそれもできるのですが、それも全く根本的に書き換えることが難しいとすれば、この辺ちょっとテクニカルな問題ですが、罰則規定の書きようは相当に注意が要るということとは言えそうですので、このあたりは、テクニカル

には難しい問題が残ります。

同じことですが、業務停止命令罪を入れるというのは、方向性としてはいいと思いますが、業務停止命令の根拠になるそれぞれの行為態様がそんなに明確に書き切れるかどうかという問題があると、いわば、もともと25条で、ある程度あいまいに書かれているものに幅広く罰則をつけたことと同じようになるのではないかと。ここは違うのだと、例えば、ある業務停止命令を出したときに、そこで、義務がシャープに絞り込まれたものになるのだという説明は成り立たないことはないと思いますが、この説明が世間一般に受け入れられるか、あるいは、訴訟になったときに、裁判所が、そうだとってくれるかはなかなか厳しい面もありますので、少し慎重な検討が必要かと思えます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

というご説明を踏まえて、ご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○池本部会長代理 今ご指摘があったところは、まさに一番ポイントになると思えます。現在の25条に網羅的に、あるいは、規則も含めてたくさんの不適正取引が書いてあって、それに違反したものが、改善命令から業務停止命令に行って、罰則に行ってしまうというように、全部がじょうごのように行ってしまえば一番いいのかもしれませんが、要件がもわもわとしたものが全部そこに収れんできるかどうか。抽象的だから、それでは罰則はだめだといって、罰則の導入自体が見送られることは避けてほしいと思えます。これまでの指導・公表ではない、本当に悪質なものについては業務停止をかけ、それに違反したら罰則もあるぞと。罰則があるとなれば、業務停止の効果も格段に大きくなるわけです。

だとすれば、どういう行為を悪質行為として業務停止まで進めなければいけないかというところも、多少ぎゅっと絞ってでも、捉えるべきものはきちんと捉え、後ろの罰則も背景にした強力な行政処分ができるつくりにもして、ぜひこの、先ほど、行政処分となることが画期的だと申し上げたのですが、やはり行政処分プラス後ろに罰則があってこそ本当の実効性が発揮できるはずですので、そこは何とか通る形に絞り込んででも実現をしていただきたいと思えます。

○齋藤部会長 ほかにご意見いかがでしょうか。

○後藤委員 今回新設される規定は、先ほどの情報提供義務の新しいタイプのものと、消費者の自主性を害する不当勧誘行為、こういうものについては、罰則は適用しないのでしょうか。

○齋藤部会長 先ほど亀井委員のご指摘などもあったと思えますし、事務局の説明にもあ

ったと思いますが、やはり要件を絞らないといけないだろうと。絞るというのは、一つは、悪質性の高いものに絞る必要があるだろうと思います。その場合、悪質性をどこで判断するかというと、具体的に、都の消費生活条例の中でどれだけ被害が出ているか、過去の勧告例で処分した業者の手口がどうかということで考えていかざるを得ない。

そうしませんと、刑事罰の検挙性その他構成要件の明確性など、ほかの憲法上の利益との関係で言うと、やはり無理が出てくる可能性があります。そうすると、当面考えられるのは、先ほどご紹介があったような不実告知などの威迫・困惑類型に限定する方向に、どうしてもならざるを得ないのではないかと。なおかつ、新設で入れたものについては、これを入れて、実際にこれがどのように運用していけるかという実績もないものですから、その辺を直接、今、刑事罰までかけていくという議論にはならないのではないかとというのが、大まかな議論といたしますか、意見としてはあるのではないかと理解しております。

その点について、後藤委員、何かご意見があればどうぞ。

○後藤委員 考え方の違いはあると思いますが、新設をすることの意味で、なぜ新設したかということが、そんなに重い罰則をするほどのことではないけれども新設しますというご理解なのかどうかということです。

○齋藤部会長 これは私がお答えしていいのかどうかあれですけれども、ルートが、いずれにしろ、新しい条例の中に不適正行為の中に入れば、最後は氏名公表まで行くことが当然対象になるわけですから、最後には刑事罰まで行くものと、公表まで行くものあって、もちろん、改善命令から業務停止命令に行くものもありますし、改善命令から公表に行くというルートもある。この辺はまだ具体的に制度の設計をきちんと詰めているわけではないので、むしろ、ご意見をいただいた上で、小部会に議論をお願いしたいと思います。

ですから、現行条例に新しく入ると同じ程度の制裁は当然くっついてくるのが前提になっていますので、新しい類型を入れることの意味は、少なくとも、刑事罰や行政処分化がはっきりしない現行条例のままに入れたとしても、同じようなことになると考えております。確かに、見方の問題といたしますか、受け取り方の問題、それに対する価値判断、評価の問題になるのかもしれませんが、刑事罰を入れるとなると、かなり慎重にやらないと。そもそもできない可能性もないわけではありませぬので、そういう配慮で、新しく類型化したものについてはなかなか難しいかなという印象を持っています。

何か補足して事務局から説明がありますか。

○取引指導課長 今、齋藤部会長にほとんどお話ししていただいたのですけれども、結局、

望ましい勧誘、適合性とか、都が改めて規定に盛り込むことは大事なことで、それは罰則の話とはまた別の話ではないかなと我々は考えております。

つまり、齋藤先生もおっしゃいましたけれども、そうした新しい規定を設けることが改善命令につながり、業務停止につながり、あるいは、さらにその先の罰則にもつながっていく可能性が全くないわけではありません。そういうことをご理解いただきたいと思いません。

○後藤委員 私も、そうしろと言っているわけではなくて、どういうお考えなのかということをお聞きしているだけです。そういうご説明であれば、それはそういうものとして理解します。

○齋藤部会長 先ほどから言っていますように、いろいろルートがあります。ですから、新しく入れたものでも、とことん最後まで行ってしまえば、業務停止命令違反罪ということで刑事罰がかかることも、制度の設計としてはあり得るわけです。ただ、まだ具体的にこういうものというかちっとしたものがなくて、ようやくここでご議論を始めていただいたという程度ですので、はっきり決まっているわけではありませんで、作り方によってはそういうこともありますので、たぶん後藤先生がお考えになっているようなことも、場合によっては実現されるものになる可能性もあります。そこはご議論いただくことと、さっき亀井委員のご指摘にもありましたけれども、行為態様などをどう明示したらいいか、ここで細かい条文の議論はできませんので、時間の関係もありますから、できれば小部会で引き続き検討させていただいて、もう少し、例えば図か何かで、こういう構成になりますということをお示しした上でご意見をいただけるようにしたいと思っております。

ほかにどうでしょうか。

○長田委員 確認ですが、そこは、悪質な次々販売みたいなものの、業務停止命令に従わないとかいう場合にも、罰則がつく可能性もあると。

○取引指導課長 それもあり得ますね。例えば、ここに例示していますが、不実告知であるとか重要事項不告知、威迫・困惑、これに絡めば、直接的に適用ということもありますし、それに絡まない場合でも、先ほど申し上げた、ルートとして用意してあるということですね。

○長田委員 一つ加えてすみません。下のほうの「違法利益の吐き出し」のところの右側の「具体的方向性」の説明のところでお伺いしたいのですが、②の消費者訴訟の支援のた

めに情報を提供するというのは、つまり、一般の消費者が、損害賠償とか、お金を返してくれという裁判を起こしたときに、例えば弁護士照会みたいなもの場合には、情報提供を今までもしていらっしやるのかよくわからないのですが、そういうことをおっしゃっているのか、きのう通った消費者団体訴訟制度の適格団体への情報提供みたいなものも含めておっしゃっているのか、教えてください。

○取引指導課長　ここで申し上げているのは、そういった一般的な消費者に対する支援ではなくて、訴権適格団体などを想定しているものです。

○長田委員　わかりました。

○池山委員　重ねて、その問題につきまして。これは、ほかの部分がものすごく重たくて、ここをまたもう少し詳しくとかいうと時間的にも大変だと思いますが、このようにさっと書かれてしまうと、今回の諮問のところで、これをどういう書きぶりにするのかわかりませんけれども、すごく大事なところに影響を与えたいと思いますので、この部分について考えるのであれば、徹底的に詳しく。そうではない場合は、別途のところで、これについてはじっくりと討議ということもあると思うので、その辺はご配慮いただきたいと思います。

それから、私もずっと議論に参加していて、池本先生が、今までの条例の考え方と、今回の場合はちょっと違うということで、具体的にご説明をいただいて、最初の「具体的な処分」などのところでやっとなんて見えてきて、なるほどなということがよくわかりました。やはりその辺は少し整理して、次のときに私たちにを見せていただけるということでしたので、その辺はぜひお願いしたいと要望いたします。

○齋藤部会長　ありがとうございます。

訴訟支援の点は、池山委員からそうおっしゃっていただけると非常に心強くて……。

ちょっと申し訳ないのですが、この問題と、今の刑事罰と行政処分化についても大変大きな問題でして、これが実現できるかできないかというのは、恐らくかなり大きなターニングポイントになりますので、非常に申し訳ないのですけれども、この訴訟支援のところをぐっと書き込んでいくと、時間的にもいろいろ大変になると思います。ただ、「考えていますよ」ということを明示しておかないといけないだろうということで、ここにちょっと挙げていただいているということがあります。

ご承知のとおり、今、消費者法をめぐるいろいろな法制度が本当に速いスピードでどんどん変化していき、国もそうですし、行政も、そういう姿勢で必要な都度見直しを図っていく。これは国全体の姿勢でもありますので、そういう形で。

とりあえず、今一番の焦眉の課題を、諮問事項との関係で、知事からの諮問の内容を中心にということであって、決して忘れてはいるわけではありませんという趣旨でご理解いただければと思います。

○長田委員 その趣旨はわかりましたけれども、来年6月には施行されようとしている制度ですので、情報提供に関しても、きちんと、どの段階でか、間に合うように条例を改正しなければいけないのか、今の条例で読み込めるのか、私はわかりませんが、どこかで姿勢がきちんと検討されることは担保していただきたいと思います。

○池山委員 それは私も要望いたします。

○齋藤部会長 ご意見を踏まえて、答申の中身を少し検討していきたいと思います。

時間ももう来てしまったのですが、ほかにご意見ございますか。

よろしければ、小部会の議題としては、行政処分の関係の、制度設計をもう少し具体的に踏み込んで検討した上で、部会でご議論いただくような形をつくったほうが良いということですが、それを宿題としてちょうだいしたと理解しております。

それから、同じように刑事罰の点につきましても、網羅的に刑事罰をかけるわけにはいかないもので、どの点をどのように絞って、どういう構成にするかということについて、やはり小部会で議論した上で皆さん方にご提示をして、その上で全体の方向性を具体的にお決めいただけるような議論をしていくと。そのための作業を小部会のほうに委託されたと。このように理解しております。

その前としては、きょうご紹介をいたしました具体的方向性のおりで、ご承諾をいただいたと理解しておりますが、そういうまとめでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤部会長 よろしければ、先ほどの2点を小部会で検討した上で、次回の部会にご提案したいと考えます。

最後に何かご発言があればちょうだいいたしますが。

よろしゅうございますか。

そうしましたら、次回の部会の開催その他についての事務連絡を事務局からお願いしたいと思います。

○取引指導課長 それでは、第3回部会は6月15日ですが、特別会議室B、同じこの会議室で行います。審議内容は、本日の検討すべきものの報告と、さらに、行政施策に関する検討、事業者団体からの意見聴取ということで、事業者団体は、日本訪問販売協会、日本

通信販売協会を予定しております。正式には、後日、通知をお送りいたしますので、よろしくご出席のほどをお願いしたいと思います。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。短い時間で活発なご議論をありがとうございます。

これをもちまして、第2回の部会を閉会といたします。ご協力、ありがとうございました。

午後8時00分閉会